

黒部市危機管理指針

平成 22 年 12 月



目 次

はじめに	P1
第1章 総則	
1. 策定の目的	P2
2. 危機管理指針の性格	P2
(1) 基本的な考え方	P2
(2) 他の計画及び他のマニュアルとの関係	P2
3. 用語の定義	P3
(1) 危機	P3
(2) 危機事象	P3
(3) 危機要因	P3
(4) 危機管理	P3
(5) 防災	P3
4. 危機の種類	P4
5. 危機管理・危機対処にあたっての心構え	P5
(1) 組織運営に当たって必要な考え方	P5
(2) 職員個人が心がけること	P7
6. 危機管理体制の基本的な考え方	P9
7. 危機管理対応マニュアルの作成	P9
第2章 危機管理の体制	
1. 危機事象のレベルとその対応	P11
2. 対策本部等の設置	P11
(1) 設置	P11
(2) 組織・運営	P12
(3) 主な所掌事務	P12
(4) 対策会議の設置	P12
3. 防災危機管理統括監及び防災危機管理班の役割	P12
(1) 防災危機管理統括監の役割	P12
(2) 防災危機管理班の役割	P13
(3) 各部防災危機管理担当の役割	P14

第3章 危機事象への対応の基本的な考え方	
1. 危機事象への対応	P15
2. 全庁的な対応への移行	P15
3. 職員の動員	P15
第4章 平常時からの危機管理	
1. 危機の未然防止活動	P17
(1) 危機発見	P17
(2) 未然防止の諸対策・諸活動の実施	P17
2. 危機に備えた事前準備	P18
(1) 各部対応マニュアルの整備	P18
(2) 研修、演習及び訓練	P21
3. 平常時における危機管理体制	P21
(1) 庁内危機管理対策会議	P21
(2) 各部対応マニュアル等の見直し体制	P22
(3) 各部対応マニュアル等を見直した結果、新規財政需要を要する 事業が必要となった場合の対応	P22
(4) 危機情報の共有化	P22
第5章 危機事象発生後の対応	
1. 情報の収集及び伝達	P23
(1) 情報管理等の一元化	P23
(2) 情報の収集	P23
(3) 情報内容の整理	P23
(4) 情報の伝達	P23
(5) 市長への報告	P24
2. 応急対策の実施	P24
(1) 基本的な方針	P24
(2) 市民の安全確保	P24
(3) その他の措置	P24
(4) 応援要請	P24
3. 危機広報	P25
(1) 危機広報実施の目的	P25
(2) 危機広報実施の際の留意事項	P25
(3) 危機広報の際の公表項目	P25

第6章 危機事象終息後の対応

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 危機終息時の広報 | P27 |
| 2. 復旧対策 | P27 |
| 3. 再発防止対策 | P27 |
| 4. 危機対応の評価とマニュアルの見直し | P27 |

資料編

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 用語集 | P29 |
| 2. 危機管理の用語に関する概念図 | P36 |
| 3. 危機事象の例示 | P37 |
| 4. 危機レベルに応じた体制の概要 | P40 |
| 5. 危機レベル別の本部体制 | P41 |
| 6. 危機事象発生時のフローチャート | P42 |
| 7. 危機事象発生時の連絡系統図 | P43 |
| 8. 関係機関連絡先 | P44 |
| 9. 各種様式集 | |
| (1) 危機事象発生状況報告書 | P47 |
| (2) 危機管理対策管理表 | P48 |
| (3) 危機管理対策報告書 | P49 |
| (4) 各部対応マニュアルのひな形 | P50 |
| (5) 各課緊急連絡簿 | P51 |

はじめに

近年、国の内外において、地震や台風、集中豪雨等の自然災害のみならず、大規模な事故や事件、あるいは健康被害の発生や口蹄疫をはじめとした家畜伝染病の発生等のさまざまな危機事象の発生が相次いでいます。

加えて、本市においても、施設における設備事故等、市民生活に影響を及ぼす緊急事態が発生し、今後においても、いつ、いかなる不測の事態が起きないとも限りません。

また、市民に直接的な被害が及ぶ事象以外にも、個人情報流出等が起きた場合、市民生活や適切な行政運営に与える影響は測り知れません。

このような状況にあつて、日常業務における危機の発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合の的確、迅速な対処を図るために、災害発生に備えた「黒部市地域防災計画」、水害に備えた「黒部市水防計画」、武力攻撃・緊急処理事態発生に備えた「黒部市国民保護計画」等の法定計画や、「黒部市小中学校危機管理マニュアル」、「黒部市新型インフルエンザ対策行動計画」等の各所管に内在する危機対処マニュアルを策定し、対処を行ってきたところでありますが、昨今の激変する社会情勢の中、市があらゆる危機に対し、迅速・的確に対応することが強く求められています。

このことから、本年4月に危機管理体制の明確化と全庁統一的な対応を図る観点に立ち、新たに、防災危機管理統括監の職を設置するとともに、防災危機管理班を総務課に併設し、さらに、全庁的な連携強化を図るため、各部局に防災危機管理担当（課長職）を配置し、自然災害以外の事故や事件等に対しても総合的な対策を推進することとしました。

言うまでもなく、市民の生命・身体・財産等を守ることは、市の果たすべき基本的責務であり、市政の推進に当たっては、市民と行政との信頼関係を維持しつつ、最善の組織運営を図り、もって市民生活の保全に努めなければなりません。

この責務を全うするため、このたび、総合的な危機管理対策の強化を図ることを主眼に「黒部市危機管理指針」を策定しました。

各部局においては、今一度、所管する事務事業を「危機管理」の視点から見直し、職員一人ひとりが日頃から強い危機管理意識を持って職務に臨むとともに、本指針に沿った的確、迅速な対策がとれるよう、さらなる組織的な取組強化を願うものです。

平成22年12月

黒部市長 堀内康男

第1章 総則

1 策定の目的

本指針は、様々な不測の事態に対する市の危機管理について、各部対応マニュアルの整備や危機管理意識の醸成等を平常時から進めるとともに、危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市として速やかに初動態勢等を敷き、適切に対応することで市民の生命・身体・財産等への被害及び行政運営への支障等を防止又は最小限に抑制することを目的とする。

2 危機管理指針の性格

(1) 基本的な考え方

本指針は、危機事象発生 of 未然防止及び危機発生時（発生の恐れがある場合を含む。）の対応について、一般的な原則等を定めるものである。

すなわち、個々の危機への対処方法を個別具体的に定める「計画」ではなく、共通の考え方を示し、全庁的な危機管理の仕組みづくりを目指すための「指針」となるものであり、「危機」や「危機管理」等の概念について、全庁的に考え方の統一を図るものである。

(2) 他の計画及び他のマニュアルとの関係

本市においては、「黒部市地域防災計画」、「黒部市国民保護計画」、「黒部市水防計画」等、個々の危機事象に対処するための法定計画や「黒部市職員防災ハンドブック」、「黒部市小中学校危機管理マニュアル」、「黒部市新型インフルエンザ対策行動計画」等の事務処理マニュアルがあるが、全体を通して共通の考え方に基づいて策定されたものではない。

本指針は、これらの計画やマニュアルの新規作成及び見直しを行なう際の標準的な手順や考え方を示すとともに、担当部局未定の危機及び担当部局は定まっているがマニュアル等が未整備の危機等に対処する際の標準的な指針を示すものである。

なお、本市を脅かす危機のうち、「黒部市地域防災計画」、「黒部市水防計画」で想定されている災害、「黒部市国民保護計画」で想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態については、これらの計画に基づき対応する。

3 用語の定義

危機管理に関する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 危機

当該事象が発生することにより、次に該当する結果をもたらすもので、本指針の対象となる事態をいう。

- ・ 市民の生命・身体・財産を脅かす重大な事態
- ・ 市の行政運営・行政サービスに重大な支障を及ぼす事態
- ・ 市の行政信頼を著しく失墜させる事態

(2) 危機事象

危機をもたらす可能性がある状況の発生をいう。

(例)

- ・ 地震、台風等の自然災害、大規模火災、武力攻撃事態、大規模テロ等
- ・ 行政業務妨害、自治体施設での犯罪等
- ・ 公金管理に係る不祥事、個人情報漏えい、コンピュータシステム障害等

(3) 危機要因

危機事象が、重大な被害結果をもたらす可能性を高める要素をいい、物事や行動に潜在する。

(4) 危機管理

危機を未然に防止し、又、発生した時に被害を最小限に抑制するための諸活動の総称をいう。危機管理には、平常時に行う「危機の未然防止活動」、「緊急対応の事前準備」、「緊急時の対応」及び「危機終息後の対応」等がある。

(5) 防災

災害対策基本法第2条で規定する「災害」について、未然に防止し、災害が発生した場合における被害拡大を防ぎ、復旧を図ることをいう。(防災は、危機管理の諸活動のうち「災害」に限定したもの。)

(資料編2「危機管理の用語に関する概念図」(36P)参照)

4 危機の種類

危機の事例としては、次のように整理できる。

危機分類	危機の事例
甚大な自然災害	大地震、火山噴火、土砂災害、風水害、異常気象、不測の天変地異
特殊災害 (大規模な事故)	大規模火災・爆発、危険物事故、放射性物質事故、ライフラインの事故
武力攻撃 緊急対処事態	武力攻撃事態、緊急対処事態（大規模テロ等）
健康危機	人への感染症被害、食の安全に係る事態、医薬品・薬剤・有害物質等による悪影響
生活上の危険	地域環境汚染（大気汚染・土壌汚染・水質汚濁等） 通り魔や連続放火、誘拐等の悪質な犯罪
市管理下の事故	主催イベントでの事故・事件 業務上過失・管理の瑕疵による事故 医療・介護に係る事故、自治体施設の火災 自治体施設での食中毒 公務中の交通事故 自治体所有設備・機器の故障・誤作動 住民利用施設での不慮の出来事
市管理施設での事件	行政業務妨害・不当要求・威圧行為 自治体施設での犯罪・被害
不祥事	職員個人の犯罪、契約に係る不祥事 公金管理に係る不祥事 セクハラ・差別、職員の業務上過失・不適切な行為
情報セキュリティ	個人情報の漏えい、公文書の紛失・データ消失、情報システムの障害・停止、サイバーテロ、不正アクセス

※ 危機事象に内在する細かな危機分類については、資料編3「危機事象の例示」（37P）に記載する。

5 危機管理・危機対処にあたっての心構え

(1) 組織運営に当たって必要な考え方

本指針は、様々な事態や脅威に対する標準的な対応を示すものであるが、各々の危機の特性の違いから、具体的な対応策及び手順は異なる場合が多い。

ここでは、危機に直面した場合に、組織運営の観点から、危機管理及び危機対処を円滑に実施するための前提となる考え方を示す。

① 危機管理の一般原則

ア 発生予防原則

事前に、危機及び危機事象の発生要因を分析し、当該要因の発生確率を極小化するように、対策を講じること。なお、想定外の発生要因により危機及び危機事象が発生した場合は、事後、当該要因の発生確率の極小化に向けて対策を講じること。

イ 被害局限原則（ダメージ・コントロール）

発生した危機及び危機事象に対しては、原因の如何を問わず、被害を最小化することを最重点事項として、迅速に対応すること。

② 危機対処の一般原則

ア 情報の収集と周知

a 必要な情報の優先的収集

情報、特に危機情報のように発信者が利益を受けない情報は、ただ単に手をこまねいているだけでは入手できない。また、危機事象発生中のような状況では、あらゆる情報を収集したうえで判断するという手法は取り難い。

どんな情報がまず必要なかを判断し、当該情報を優先的に収集する態度が必要である。

b 5W1Hの序列化

5W1Hが最初からすべてそろっていれば理想的であるが、危機事象のさなかにそれを求めることは困難なことが多い。

5W1Hがそろわない場合は、まず、「何が(What)」起こっているかを報告し、次に、「誰が(Who)」、さらに「いつ(When)」・「どこで(Where)」を確認し、最後に「何故(Why)」と「どのようにして(How)」を報告するという方法を取って、報告の迅速化を図る必要がある。

c 適時適切な広報

情報の収集と同程度、あるいはそれ以上に重要なことは、誰が、いつ、いかなる内容で、現状について、関係部署に必要な情報を提供（内部周知、マスコミ発表、一般公開を含む。）するかを予め定めておくことが重要である。この対応を誤ると、誤った広報により派生した二次的な危機への対処にふり

まわされることとなる。

イ 「報告・実施・復命」の徹底

いわゆる「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」は通常業務においても重要なことであるが、危機対処に際しては、「状況の報告」に基づいて出された「指示の実施状況確認」を行い、指示を受けた者に「実施結果及びそれによって変化した状況の復命」を必ず行わせる必要がある。

また、指示の聞き間違いや勘違いを防ぐため、「復唱」等の確認を行わせることが重要である。

ウ 指揮命令系統の明確化

危機対処責任者が現場で陣頭指揮を行なうことは、部下の士気を高めるためには有効な手法のひとつではあるが、責任者が最優先で考慮すべきは、「有効な全体指揮を取るためには、どこに位置しているべきかを判断し、当該場所に常駐すること」である。これにより、どこにいけば指揮を受けられるかが明確となり、指揮命令系統が自然に明確化されることとなる。

なお、有効な全体指揮を取るために適している場所とは、指揮・統制・通信・情報・広報等の業務を取りまとめることができる場所であり、具体的には、次のような場所である。

- ・ 危機事象発生現場との連絡が確保できるような、有線・無線等の双方向通信装置及び同報装置を有している場所
- ・ 補給・情報・広報・現場処理等の部門から派遣された者、及び関係業務を有する部署及び機関からの連絡要員等を収容できる場所
- ・ 地図・対処情報一覧・関係機関連絡先一覧・その他関連情報等を関係者全員が同時に確認できるような手段（例：壁への貼り出し、黒板・ホワイトボードの利用等）が確保できる場所

エ 休養と補給

危機対処にあたっての最大の阻害要因は、過度の緊張や不規則な仕事の蓄積による、責任者以下従事職員の「疲労」である。

1日から2日程度の対処であれば、交代要員なしでも対応可能ではあるが、長期化した場合は、睡眠・休養・栄養補給・精神的緊張状態からの開放なしには対応できない。

従って、危機対処が長期化する場合には、「従事者への補給物資（食糧・寝具・日用品等）の集積」はもちろんのこと、代替要員を指名した上での「交代制勤務」や「休養と補給の割当」について計画することが必要である。

オ 人員資材等の見極め

業務遂行にあたっては、通常、業務内容に応じて適切な規模の人員・資材等を随時投入して対応することが求められるが、危機対処に際しては、必ずしもそれが正しいとは言い切れない。

次なる危機事象の発生及び拡大が十分に予測できる場合には、その発生を未然又は最小限に防ぐために、過剰とも思われる規模の人員・資材等を当該局面に投入することが大事である。

カ 付与任務の単純化

危機に対処するということは、不慣れな業務に従事することでもある。従って、責任者が従事者に対して高度・抽象的な任務を付与しても、従事者は何をすればいいのかわからないという事態を招きかねない。

そのため、従事者に付与する任務は、極力単純化したうえで、具体的に指示するような心くばりが重要である。

キ 命令や指示の一貫性

命令や指示は、組織規模が大きければ大きいほど末端まで到達するのに時間がかかるので、短期的に命令を変更すると、その理由が不明な場合は、現場活動に混乱を招くこととなる。

新たに判明した状況に対して柔軟な対応を行なうことは必要であるが、説明不足等により、現場に一貫性がないと判断されれば、かえってマイナスとなる。

短期的な命令変更を行なう場合は、その前提となった状況分析の変更理由を付け加えることが必要不可欠である。

(2) 職員個人が心がけること

効果的な危機管理及び危機対処を行なうためには、職員一人ひとりが常日ごろから危機事象発生への可能性や発生時の危機対応について、積極的に意識し、心がけておくべき事項がある。

危機や危機事象の態様は様々であることから、ここでは、一般論として、必要な心構えを記載する。

① 平常時に心がけること

危機そのものの発生確率を極小化することに重点をおく必要がある。

ア 危機要因発見の視点

危機を未然に防止するためには、職員一人ひとりが日頃より危機に対して高い問題意識をもつことが求められる。日常業務を進めるなかで常に問題点が無

いか発見しようとする姿勢、危機要因を予知・予測する目線をもつことが、危機を未然に防ぐことにつながる。

また、日ごろから危機への心構えができていないと、事態が起こったときに「まさか」という混乱状態を招くことになる。常に「もしかすると」という発想をもつことが、危機対処への隙をなくすとともに迅速な対応を可能にする。

さらに、「1件の重大災害の背後には29件のかすり傷程度の軽災害があり、その背後には300件のけがはないがヒヤッとした体験がある（ハインリッヒの法則）」といわれていることから、「ヒヤリ・ハット」の情報の共有を常時心がけ、職場ぐるみで、対応を考えることが必要である。

イ 人為的なミスを防ぐ努力

日常業務における「慣れ」、「マンネリ化」、「気の緩み」は、危機の誘発、思い込みによるミスの発生、危機対応の不手際等を生み出すため、これらの要因を生み出さないような職員個々の自覚が必要である。

また、危機発生の原因として、人為的なミスが疑われる場合には、それを「原因」ではなく「結果」として位置づけて、なぜそのような結果になったのか、経験不足だったのか、マニュアルが悪かったのか、意思疎通に問題があったのか等、様々な原因を究明して再発防止を図る必要がある。

ウ 最悪事態への備え

危機に対する事前準備に当たっては、「最悪事態はないだろう」ではなく、「最悪事態が起こったらどうする」という心の備えをしておくことにより、パニックを防止することが可能となる。

② 非常時に心がけること

いったん危機事象が発生した後は、発生した危機の原因の如何を問わず、被害を最小化することに重点を置いて対策を講じていくことが必要である。

ア 危機を危機と認識できる感性

危機事象発生の際の兆候段階や直後において、「危機を危機と認識できる感性」を働かせ、一刻も早い初動体制をとることが、被害を最小限にとどめることになる。

異常事態が起こっても、それを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保とうとする、いわゆる「正常性バイアス」には引きずられないことが重要である。

イ 先手先手の対処の考え方

危機対処時は、次から次へと様々な事態が発生し、混乱状態から後手後手の

対応に陥りやすいため、危機対応にあたっては、「疑わしきは行動する」、「見逃しはしない」という行動原理のもと、先を読み、先手先手を打っていく態度で臨むことが、被害の最小化につながる。

ウ 最終局面での注意事項

危機対応が山場を過ぎ、大勢が定まると、従事者の気持ちは「撤収」に向けて急速に収束していくものである。このような場合にも、結果が確定するまで、目配り・手配りを怠らない態度が必要である。

エ 情報ルート of 複線化

危機対応時には、現場や外部から様々な情報が入ってくるが、その内容は、正確なものばかりではなく、デマ・思い込みによる誤情報等がつきものである。情報の精度を高めるためには、公式・非公式を問わず、できる限り複数の情報源から同一の事象等に係る情報を入手する努力を実施することが必要である。裏づけの無い情報に踊らされることは厳に戒めるべきことである。

オ 「2正面对応」の原則

危機管理の目的は、「市民の生命・身体・財産」を守ることであり、そのための行動対応が優先課題となる。一方で「市の信頼」を守ることにも危機管理の目的の一つであることから「クライシス・コミュニケーション※」対応も同時並行で行なっていくことが求められる。市職員は、こうした「2正面对応」の重要性を十分認識し、適切な危機対応を行うことが求められる。

6 危機管理体制の基本的な考え方

- ア 様々な危機事象に即応し、関係部局が連携して対応できる体制を整備する。
- イ 危機事象の情報を一元的に収集・管理する機能を整備する。
- ウ 全庁的な危機管理に関する実務を遂行するため、防災危機管理統括監を配置するとともに、防災危機管理班を設置する。

7 危機管理対応マニュアルの作成

- ア 各部局は、所管する危機事象を迅速かつ的確に対処するため、関係部局及び関係機関等と十分に協議・調整を行い、想定される危機事象別に危機管理対応マニュアル（以下「対応マニュアル」という。）を作成する。

※クライシス・コミュニケーションとは、危機発生時における市民、報道機関、関係機関・団体、市職員等、市の内外に対するコミュニケーション活動のこと。特に報道機関は、市民や社会への情報の発信の媒体となることから、重要な危機対応の一つとなる。

- イ 防災危機管理班は、各部局が対応マニュアルを作成又は変更するときは、これを支援する。
- ウ 各部局は、対応マニュアルを作成又は変更した時は、速やかに防災危機管理統括監へ報告する。

第2章 危機管理の体制

1 危機事象のレベルとその対応

ア 迅速な危機事象への対応を図るため、危機事象にレベルを設定し、そのレベルに対応した体制を確立する。

イ 危機事象のレベルの判断及び移行については、危機事象の所管部局（以下「所管部局」という。）の情報に基づき次の者が判断する。

- a 危機レベルⅠ・Ⅱ 防災危機管理統括監
- b 危機レベルⅢ～Ⅴ 市長（防災危機管理統括監の意見具申により）

区分	危機レベル	内容
危機事象の発生のおそれ	レベルⅠ (監視レベル)	危機事象が発生する可能性があるという情報があり、関係部局と防災危機管理班が連携・協力して、状況の確認等、情報収集に重点をおき、その推移を見極める事態。
	レベルⅡ (警戒レベル)	危機事象が発生する可能性が高まっていることから、関係部局で警戒態勢を図り、必要に応じて警戒本部を設置する。
危機事象の発生	レベルⅢ (所管部局対応レベル)	危機事象が発生したが、その被害や社会に与える影響が限定されることから、対策本部を設置せず所管部局で対応が可能な事態。
	レベルⅣ (対策本部設置レベル)	危機事象が発生し、その被害の規模や社会に与える影響が大きいことから、対策本部を設置し、所管部局又は複数部局で対応する必要がある事態。
	レベルⅤ (全庁対応レベル)	危機事象が発生し、その被害の規模や社会に与える影響が極めて大きいことから、対策本部を設置し、全庁的に対応する必要がある事態。

2 対策本部等の設置

(1) 設置

ア 本市域における被害の規模や社会に与える影響が大きい危機事象に対応するため、対策本部又は警戒本部（以下「対策本部等」という。）を設置する。また、特定の地域において応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する。

イ 対策本部等の体制は、資料編5「危機レベル別の本部体制」（41P）による。

ウ 対策本部等の体制の移行については、被害の状況や社会的影響等により、防災

危機管理統括監が関係部局の意見を参考に調整し、市長が判断する。

エ 危機事象の所管部局は、対策本部を設置する必要があると判断するときは、防災危機管理統括監に対し、本部設置を要請することができる。

オ 対策本部等は、次の者が設置する。

- a 対策本部 市長（防災危機管理統括監の意見具申により）
- b 警戒本部 防災危機管理統括監

(2) 組織・運営

ア 対策本部等は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 対策本部等の組織・運営に関する必要な事項は、別に定める。

(3) 主な所掌事務

対策本部等の主な所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 対応方針の決定及び実施
- イ 被害状況、対策状況等の総合的な掌握
- ウ 関係機関との連絡調整及び協力要請
- エ 広報等に関する事項

(4) 対策会議の設置

ア 危機事象が発生した場合に、対策本部における所掌事務を円滑に実施するため、対策本部に対策会議を設置する。

イ 発生した危機事象への対応が限られた部局に特定され、対策本部を設置するに至らない場合は、対策本部とは別に対策会議を単独で設置することができる。

ウ 対策会議の構成員は、当該危機事象の主たる対応部長、関係課長等とし、危機レベルに応じて、次の者が召集し主宰する。

- a 所管部局対応（危機レベルⅢ） 当該危機事象の主たる対応部局の部長等
- b 対策本部設置による対応（危機レベルⅣ、Ⅴ） 防災危機管理統括監

エ 対策会議の主な所掌事務は、次のとおりとする。

- a 情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供
- b 応急対策の実施のための調整
- c その他対策本部において必要とする事項

3 防災危機管理統括監及び防災危機管理班の役割

(1) 防災危機管理統括監の役割

ア 応急対策の総合的調整

- a 危機事象への対応が一体的かつ効率的に実施されるよう、関係部局が行う措

置に関し、その進捗状況を把握し、総合的な調整を行う。

- b 危機事象の所管が不明確又は複数部局に関係する場合は、市長の指示に基づき主たる対応部局を指定する。
 - c 関係部局に対し、危機事象に関する資料若しくは情報の提供又は予防若しくは応急対応のための措置の実施を求めることができる。
- イ 情報の一元管理
- a 危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合、被害状況や応急対策等の情報を一元的に収集・管理する。
 - b 市民や報道機関への提供情報は、防災危機管理統括監が一元的に把握する。
- ウ 市長への意見具申
- a 危機管理の専門的な立場から、必要に応じて市長に意見の具申を行う。
 - b 所管部局から対策本部の設置要請があったとき、又は危機の規模が拡大する等複数部局が連携して対応することが必要と認めるときは、対策本部の設置について、市長に意見の具申を行う。
- エ 警戒本部の設置
- 危機事象の発生が想定される場合に、事前の対策と連絡調整を円滑に実施するため、関係部局の情報に基づき警戒本部を設置する。

(2) 防災危機管理班の役割

- ア 情報収集・分析
- a 危機事象を未然に防止又は発生時の被害を軽減するため、日頃より各種危機についての情報を収集、発生の可能性について分析し、起こりうる危機について防災危機管理統括監に報告するとともに、各部防災危機管理担当へ伝達し、連携して対処する。
 - b 各部防災危機管理担当より情報伝達された危機事象について、防災危機管理統括監に報告するとともに、各所管課長等と連携のうえ、当該危機に対応する。
- イ 対応の検証・記録
- 危機終息後は実施した対応について市長まで報告するとともに、再発防止のため、危機要因及び実施した対応等を検証し、庁内全体の危機管理の教訓とするため記録を行う。
- ウ 研修、訓練の実施
- 全職員が危機についての共通認識について理解を深める研修を行うとともに、危機事象発生時における対応等を検証するため、防災訓練をはじめとした実動訓練、参集訓練、図上訓練等の各種訓練を実施し、実施された訓練を検証することで危機事象発生時における対応能力を向上させる。

エ 各部対応マニュアル作成の支援

各部局が所管する危機事象を迅速かつ的確に対処するため、各部対応マニュアルの作成又は変更に際し、進行管理及び助言指導を行う。

(3) 各部防災危機管理担当の役割

ア 部局内の危機管理に関する事務の連絡調整や情報収集等を行う。

イ 各部対応マニュアルの作成にあたっての調整役を担うものとし、作成又は変更した時は、速やかに防災危機管理班長へ報告する。

第3章 危機事象への対応の基本的な考え方

1 危機事象への対応

- ア 危機事象への対応は、当該危機事象の所管部局が第一義的な責任をもって対応し、被害の発生及び拡大の防止のために万全な措置を講じる。
- イ 危機事象の所管が不明確又は複数部局に関係する場合は、市長の指示に基づき主たる対応部局を防災危機管理統括監が指定する。
- ウ 危機事象が複数部局に関係する場合は、主たる対応部局が関係部局及び防災危機管理統括監と連携して対応を図る。
- エ 被害の規模や社会に与える影響が大きい危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、対策本部等を設置し、対応方針・応急対策等を協議し決定する。
- オ 対策本部を設置せずに所管部局で対応する場合は、対策会議を開催し、対応方針及び応急対策等を協議し決定する。
- カ 危機事象への対応は、発生した危機事象の内容に応じ、各部局が作成する対応マニュアルや黒部市地域防災計画における対策本部各部各班の分掌事務内容等を準用するなどして対応する。
- キ 他の法令、要綱等により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制により対応する。
- ク 危機事象への対応は、概ね資料編4「危機レベルに応じた体制の概要」(40P)及び6「危機事象発生時のフローチャート」(42P)とする。

2 全庁的な対応への移行

防災危機管理統括監の意見に基づき、市長が次の要件のいずれかに該当すると判断した場合は、全庁的な対応とする。

- ア 所管部局では対応しきれない事情が認められ、又は懸念される状況
 - a 被害・支障の広範性、広域性
 - b 短期集中的に人員を投入する特別の事情
- イ 応急対策が複数部局にわたり、その調整分担をひとつの指揮命令の元で実施する必要があると認められる場合
- ウ その他市の重要政策課題に係わる危機事象として認められる場合

3 職員の動員

- ア 所管部局は、危機事象の態様や規模等を踏まえ対応マニュアルに基づき職員を動員する。職員の動員については、当初から可能な限りの人員を投入し、事態を正確に把握できた時点で、適切な人員に縮小するなどの措置をとることを基本とする。
- イ 所管部局は、夜間休日を含めた迅速かつ的確な対応が可能となる所要職員数が確

保されるよう、非常参集要員を予め指定するとともに、非常参集のための情報連絡網を定めておく。

第4章 平常時からの危機管理

各部局において平常時に実施する危機管理の標準的な取り組み内容は、以下のとおりとする。

1 危機の未然防止活動

(1) 危機発見

各部局は、以下の観点から、各部局に想定される危機及びその発生・被害拡大の要素となる危機要因（問題点等）を洗い出し、あらかじめ把握しておく。

ア 想定される危機の洗い出し

危機及び危機事象の発生を具体的に予測して、想定される危機を認識する。危機及び危機事象を予測する際は、「考えたくない、または通常では考えにくい異常事態」をあえて発想する。

イ 既存業務内容の点検による危機の洗い出し

業務の計画から実施までの各段階を細分化し、危機要因（問題点等）を点検し、把握する。その際は、業務内容を巨視的に捉え、他業務との関連などに注目し横断的に点検するよう心がける。なお、可及的速やかに対策が必要と判断された場合は、応急的な予防策を講じる。

ウ 業務実施体制の点検による危機の洗い出し

業務実施の体制について、安全管理上の危機要因（危険等）などが生じないかを点検し把握する。また、上記イと同様に可及的速やかに対策が必要と判断された場合は、応急的な予防策を講じる。

(2) 未然防止の諸対策・活動の実施

ア 未然防止活動の強化

事故・事件・災害の発生防止並びに事態を拡大する危機要因の抑制への諸活動について、これまで以上に強化するために、各部局は、「危機の発見」を行ったうえで、設定した危機管理目標と優先順位に従って適切な諸対策を講じる。

イ 未然防止の諸対策（ソフト対策）立案の考え方

- a 各部局は、必要により関係部局と協議しながら、危機の種類ごとに適切な対策を組合せ・選択して諸対策を講じていく。
- b 未然防止の諸対策の目的は、危機事象そのものの発生防止と危機要因の抑制にある。
- c 未然防止の諸対策には、個別危機要因等に個々に対策を順次講じる方法と一定範囲で捉えた危機について総合的に対策を講ずる方法が考えられるが、重要度の高い危機については後者をとることが望ましい。

- d 危機の一定範囲には、部局の範囲のほかに、自治体事務・行政サービスの一連の過程、イベント実行委員会など一定期間設定されるプロジェクトなどの組織、行政施設などがあるが、範囲の選択にあたっては、実効性・効率性を念頭に入れる。
- e 諸対策を立案するにあたって以下の点を考慮に入れる。

- ・ 対策の具体的内容・日程を明示するとともに、継続的に実施できる内容であること。
- ・ 適切な手順を示すこと。
- ・ 責任の範囲・所在を明確にすること。
- ・ 定期的なチェックのための仕組みを用意すること。
- ・ 利用する市の資源、責任、時期及び対策の優先順位が適切であること。

ウ ハード面対策の考え方

ハード対策は、危機を未然に防止するうえで有効ではあるが、予算（費用）が相当必要となるので、ソフト対策との組み合わせ・均衡を図りながら、以下の点に留意し、対策を講じていく。

- a 費用対効果・有効性（費用に見合った効果であるか。）
- b 実現可能性（技術面、利用者や職員のスキルなどを考慮に入れる。）
- c 計画性（単年度に達成できない場合は、数年に及ぶ対策として段階的に講ずる。）
- d 緊急性（事態の切迫性、社会的・法的要求などを考慮する。）
- e 的確性（危機事象や危機要因の発生または存在原因を把握し、これを的確に抑制する。）

エ 危機管理の実施対象者の範囲

市に発生する危機を未然に防止するためには、市と雇用関係にある職員のみならず、市の行政運営・サービス提供を行う事業者なども、危機の未然防止に積極的に協力、又は参画する責務を有するものとする。

2 危機に備えた事前準備

(1) 各部対応マニュアルの整備

ア 各部対応マニュアルの作成の進め方

- a 各部局は、想定される最大限の危機又は危機要因について、まずは洗い出しを行い、危機事象が発生した場合の重大さ、市民生活や行政運営への影響などを考慮しながら優先順位を定め、順次、対応マニュアルの作成を進める。
- b 危機の種類によっては、庁内関係部局が協議をしたうえで事前準備を進めるべき事象、複数部局又は全庁で総合対策を検討すべき事象があるため、当該危機の関連部局が連携する形態をとることが望ましい。

イ 各部対応マニュアルのタイプ

マニュアルは、利用主体の範囲、危機の特性、危機管理の局面・対応要素等によって、次のようなタイプが考えられるため、各部局は実効性と効率性を考慮して各々の立場から必要性が高いと思われるタイプのマニュアルを作成する。

a 初動対応マニュアル

主に部・課等が行う危機発生直後の初動対応を記載したもの。初動対応をチェックリスト化したものを掲載すると有効性が高まる。

b 共通マニュアル

各部局に共通性が高い危機に対応するマニュアル（たとえば、個人情報漏えい、施設火災など）、又は危機管理局面で共通的事項に対応するマニュアル（例えば、本部設置・運営、危機広報など）

c 危機別の総合マニュアル

個別の危機について、危機管理の全過程を総合的に記載したマニュアル

ウ 各部対応マニュアルの見直し・新規作成の方法

a 既存のマニュアルを活用して想定危機事象に対する対処手順を追加するなどの工夫を行う。

b 各部対応マニュアルの見直しは、訓練や危機対応の検証の後に必要に応じて行う。また、その場合、資料編9各種様式集(4)「各部対応マニュアルのひな形」(51P)（以下「ひな形」という。）を参考にすることができる。

c 各部対応マニュアルを新規に作成する場合は、「ひな形」及び次の手順（概要）を参考に、対処内容を思考しながら作成を進める。

- 1 危機シナリオを想定（もし…したら）し、その場合の事態の態様を予測（…の状況になり）したうえで、被害・影響の様相（…の被害が生じる）を描く。
- 2 保護すべき対象と優先目標・課題を設定する。
- 3 対処行動の洗い出し（局面ごとの対処行動を網羅的に抽出）を行なう。
- 4 自組織の対処能力を評価し、必要な支援を求める先を勘案する。
- 5 状況判断や意思決定の際に迷いや悩みが生じる可能性のある局面については、一定の判断基準をあらかじめ設定する。
- 6 危機全体を鳥瞰する視点で、計画全体の流れをチェックする。
- 7 緊急時の使いやすさを考慮して、「チェックリスト」や「フロー図」を挿入する。
- 8 その他次の事項を考慮して、作成する。
 - ・ 各部局における過去の対処行動に基づく情報や経験を文書化する。
 - ・ 類似する危機対応事例や個別マニュアルを参照する。
 - ・ 法令・ガイドライン・国県からの要請などに配慮する。

エ 夜間・休日の緊急連絡・非常参集ルールの整備

各部局は、緊急時の連絡網の整備とあわせ、以下の点を参考に、「あらゆる危機に共通する部局の夜間・休日連絡及び非常参集ルール」を早急に整備する。

- ・ 部局の夜間・休日の第一報情報の受領から参集決定までのルール
- ・ 参集の指揮を取る者を決定するためのルール
- ・ 参集の連絡手段の事前決定
- ・ 優先的に参集する職員の特定及び参集できない場合の連絡ルール

オ 業務を委託している場合または指定管理者を導入している場合の対応マニュアル作成及び運用基準

- a 業務委託を行っている場合は、当該業務または施設に係る対応マニュアルを市側の主管部局が作成するとともに、受託業者の研修・訓練などを実施する。
- b 指定管理者を導入している場合は、市と指定管理者とが協議のうえ、市側の主管部局が当該業務または施設に係る対応マニュアルを作成のうえ、共同で研修・訓練などを実施する。
- c 業務委託の場合であれ、指定管理者を導入している場合であれ、当該業務または施設に係る危機が発生した場合は、市側の主管部局は主体性をもって当該危機に対処する。

カ 各部対応マニュアル作成に当たっての留意事項

- a 迅速な対応を可能にする規定
危機発生時は、通常よりも迅速な対応が必要となることから、以下の点に留意した規定を設ける。

- ・ 迅速な情報の収集及び報告手順
- ・ 意思決定手順の簡略化

- b 情報収集・分析体制を強化するための規定
直面した危機を沈静化し、被害を最小限に留めるためには、正確に事態を把握することが必要であることから、組織的に情報の収集・分析を行うための規定を設ける。
- c 組織体制切り替えのための規定
危機が発生した時は、平常時の体制・仕組みで適切な対応ができないことが多い。事態の大きさに即した組織体制への移行に関する規定を設ける。
- d 広報に関する規定
市民の安全と安心を脅かす危機が発生した場合は、正確な事実関係と市が実施した応急対策を適時適切に公表することにより、市民の不安を解消する必要がある。市ホームページやラジオ・ミューの活用など、マスコミや市民への情報公表手法や広報時期などに関する規定を設ける。

(2) 研修、演習及び訓練

ア 各部局での対応

各部局においては、職員の危機対処能力の向上を図るために、各部対応マニュアルの内容確認・周知・訓練などの職場研修を実施するとともに、「ヒヤリ・ハット事例」の検討などを行う。特に、人事異動等があった場合は、緊急連絡網の変更とあわせ、速やかに実施する。

イ 防災危機管理班での対応

職員の危機管理意識の向上を図るため、危機管理の基本的な考え方に係る全庁的な研修を行うとともに、対象者のレベルに即した実践的な訓練を各部局が的確に実施できるよう指導する。

【代表的な訓練の手法】

- | |
|---|
| 1 図上訓練 |
| ① 初級者向け |
| ・ 状況予測型図上訓練（イメージトレーニング方式）
（所与の条件下で、発生しうる状況を予測し、意思決定を行う訓練） |
| ・ 図上演習DIG（災害体験ゲーム）
（地図を活用し、課題の発見や対応策を検討する訓練） |
| ② 上級者向け |
| ・ 図上シミュレーション訓練
（特定条件下で付与されたシナリオについて、状況付与票・対応記録票・災害対応伝達票などを活用し、対応を行う訓練） |
| ・ ロールプレイング型図上シミュレーション訓練
（特定条件下の付与シナリオ（状況の変化に基づく可変要因を加味しながら）への対応を繰り返して展開する訓練） |
| 2 実働訓練（実際の稼動状況にあわせて実施する訓練） |
| 3 模擬訓練（実働訓練で、参加者に様々な役割を担わせて実施する訓練） |

3 平常時における危機管理体制

(1) 庁内危機管理対策会議

平常時における市の危機管理対策、危機事象発生時の対応等、具体的な危機管理体制の整備等に関する以下の事項を協議、決定するため、庁内危機管理対策会議を設置する。庁内危機管理対策会議は、黒部市庁議規程（平成18年黒部市訓令第4号）第3条に掲げる庁議の構成員及び各部防災危機管理担当で組織するものとする。

ア 危機管理対策会議の事務局は防災危機管理班に置く。

イ 危機管理対策会議は、次の事項について、協議を行う。

- a 「黒部市危機管理指針」の原案及び修正等の協議
- b 各部対応マニュアルの整備に係る進行管理
- c 危機管理に係る庁内情報の共有
- d 新たな危機事象（可能性を含む。）の発見及びその対応策の検討
- e その他危機管理体制確立のため、必要な事項

ウ 庁内危機管理対策会議は、必要に応じ随時開催できるものとする。

(2) 各部対応マニュアル等の見直し体制

各部マニュアル等の見直し等にあたっては、標準的に以下の体制により実施するものとする。

- 1 各部対応マニュアルの事務的な内容については、「Plan-Do-Check-Action」のいわゆるPDCAサイクルにより、評価し、見直しを実施する。
- 2 各部対応マニュアル等の見直し及び新規作成にあたっては、防災危機管理班に事前通知のうえ実施し、作成後にその内容を報告するものとする。事前通知を受けた防災危機管理班は、必要があれば、マニュアルの作成に係る指導助言を行う。

(3) 各部対応マニュアル等を見直した結果、新規財政需要を要する事業が必要となった場合の対応

予算要求のルールに則り対応する。なお、各所管部局において、事業の優先順位を検討するにあたっては、「市民サービスの向上」の面からだけでなく、「市民生活へのダメージの最小化」の面からの評価も行う。

(4) 危機情報の共有化

危機発生の前段階にある迫りくる危機、危機の段階には至っていないが潜在的に発生している小さな事態、現在所管する部局で対応しているものなどで、次に該当する事案については、防災危機管理班と情報を共有する。

- 1 市長等へ第一報を報告する必要があると考えられるもの
- 2 市民への周知が必要と考えられるもの
- 3 発生した危機について、市の過失などが疑われるもの
- 4 警察や消防などへの通報があったもの
- 5 報道機関が関与しているもの
- 6 市から報道機関への情報提供が必要と考えられるもの

第5章 危機事象発生後の対応

第1章総則5「危機管理・危機対応にあたっての心構え」に記載した「危機管理の一般原則」及び「危機対応の一般原則」を踏まえ、「被害の最小化」を究極の目的として、次の体制で対応する。

1 情報の収集及び伝達

(1) 情報管理等の一元化

- ア 危機事象の発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、所管部局は情報管理の責任者を選任するなどして情報の一元化を図る。
- イ 危機事象に関する情報については、所管部局で整理し、防災危機管理統括監のもと一元的に管理する。

(2) 情報の収集

- ア 所管部局は、夜間休日を含め、危機事象が発生した場合は、速やかに現地において情報収集に努めるとともに、関係機関と連携して情報を収集する。
- イ 所管部局は、収集した情報を防災危機管理統括監へ報告するとともに、予め定められた情報連絡網に基づき、速やかに関係機関へ伝達し、情報の共有化を図る。
- ウ 情報の報告を受けた防災危機管理統括監は、防災危機管理班長に対して速やかに関係部局へ情報を提供するように指示する。

(3) 情報内容の整理

- ア 危機事象の発生時においては、できる限り早い情報の入手が迅速な初動体制の確立のために不可欠であることから、第1報は完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加情報として続報する。

(第1章総則5「危機管理・対応にあたっての心構え」を参照)

- イ 危機事象の詳細が分かった時点での情報は、危機事象の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し整理する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 危機事象発生の概要（時間、場所、内容等）2 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測3 応急対策の状況（関係機関の実施する措置等）4 市民生活への影響又は地域住民の避難の状況等 |
|---|

(4) 情報の伝達

- ア 危機事象の発生時の情報伝達は、資料編7「危機事象発生時の連絡系統図」(43P)により行う。

危機事象の発生の情報を入手した部局（所管部局以外も含む。）は、第1報及び被害状況等の速報を防災危機管理統括監まで可能な限り早く、口頭又は電話連絡、若しくは最も適切な方法により報告する。

イ 第1報及び続報を口頭又は電話により行った場合、その後、速やかに資料編9各種様式集(1)「危機事象発生状況報告書」(48P)により報告する。

報告書をファクシミリ又は電子メールにて送信後、直ちに電話により送信した旨を伝える。

ウ 危機事象の発生の情報を入手した部局（所管部局以外も含む。）は、人命救助に係る緊急事態に対しては、各部局の判断により消防本部及び警察へ通報する。

エ 防災危機管理班が、危機事象に関する情報を入手した場合は、当該危機事象の所管部局へ情報を伝達する。

(5) 市長への報告

ア 第1報及び被害状況等の速報は、防災危機管理班長が市長へ報告し、市長からの指示事項があった場合は、速やかに関係部局に伝達する。

イ 危機事象の詳細や応急対策の詳細は、所管部局長が市長へ報告し、原則として防災危機管理統括監が同席する。

2 応急対策の実施

(1) 基本的な方針

対策本部又は所管部局は、決定した対応方針に基づき、危機事象の発生時から、関係部局、関係機関と連携・協力し、市民の生命・身体を守ることを最優先に応急対策を実施する。

(2) 市民の安全確保

対策本部又は所管部局は、危機事象の発生現場及び周辺地域において、市民の生命・身体に危険が生じ又は生じるおそれがある場合には、必要に応じて消防本部、警察等の関係機関等の協力を得て、市民の安全確保のため最善な措置を講じる。

(3) その他の措置

対策本部又は所管部局は、医療救護、防疫対策、立入り制限等の各種制限措置などの措置が必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を講じる。

(4) 応援要請

対策本部又は所管部局は、危機事象が発生した場合、市のみの対応では十分対応できないと判断されるときは、国、県、関係自治体、関係団体等に応援を要請する。

3 危機広報

危機対処時の広報については、一般におろそかになりがちであるが、次のとおり対処するものとする。

(1) 危機広報実施の目的

- ア 市民や関係者が的確な応急対応を行うために必要な情報を提供する。
- イ 被害拡大・二次被害への市民の不安解消を図る。
- ウ 当該危機に対して、市が適切に対応していることを示す。
- エ 市に責任があると考えられる危機に対しては、説明責任を果たす。

(2) 危機広報実施の際の留意事項

危機の発生と緊急対策について早急に公表できたか否かは、市の緊急対応に関する社会からの評価に大きく影響する。また、公表の遅れは、市民の安全確保や危機回避行動の遅れにつながり被害の拡大を招くとともに、それ自体が市の緊急時の対応全体の評価を下げ、行政信頼の低下につながる。

そのため、危機広報を実施するに当たっては、標準的に、次の事項に配慮することとする。

- ア 市民への公表が必要と判断されたときは、情報の正確度を確かめたくて、事態発生から可能な限り早期に報道機関に対し、緊急記者会見その他必要な情報提供を実施する時期を通知し、その時点で判明している事実の範囲内で、公表を実施する。
- イ 公表した内容は、同時に市ホームページなどの媒体を活用し周知する。
- ウ 公表内容のうち個人情報に関する内容は、内容について十分に検討を行ったうえで広報を実施する。
- エ 市側に落ち度があるケースや市民に迷惑をかけたケースでは、積極的な情報開示の姿勢が必要となる。

このような場合、あいまいな説明はかえって疑惑をもたれるおそれがあることから、回答可能な内容についてはできるだけ明確に、回答困難な内容については、なぜ困難であるかを説明できるようにする。

(3) 危機広報の際の公表項目

危機広報を実際に行う場合、危機対処活動の最中であることが多いので、公表項目として最低限網羅すべきと考えられる事項を、次項にて列挙する。

【危機広報において公表すべきと考えられる項目】

- 危機はいつ、どこで、発生したか。
- 状況はどのようなもので、発生原因は何か。
- 被害規模はどうか。（時点修正を要する項目）
- 市が危機を認識したのはいつか。
- 市はどのような体制で対応にあたっているか。
- どのような対応策を実施しているか。
- 住民に対する周知・誘導など所要の対策は実施しているか。
- 日常的な管理体制はどうか。
- 兆候はあったか。過去に同様の事態があったのか。
- 過去に同様の事態が発生した際、どのような再発防止対策を取っていたか。
- 市の管理や判断に過失はなかったか。

※ なお、実際に公表文を作る場合は、事実関係の部分と対応内容の部分を区分して作成することが必要である。

第6章 危機事象終息後の対応

危機終息時に行う標準的な対応は、次のとおりとする。

1 危機終息時の広報

- ア 黒部市危機管理対策本部が設置された場合、又は市民に甚大な被害・影響を及ぼした、あるいはその恐れがあった危機の場合、本部長判断により、市民に対して危機の終息情報の発信を行う。
- イ 市民の健康被害が心配される場合、又は市民から事後に関する問い合わせが予想される場合は、主管部局が中心になり相談窓口の設置やホームページによる情報発信を行う。
- ウ 危機の原因調査結果や再発防止策のうち必要情報について、報道機関、ホームページその他の媒体を活用して市民に対して発信することが望ましい。

2 復旧対策

- ア 市における人的・物的な被害状況の最終確認を行い、記録事項を整理する。
- イ 市民生活に大きな支障を生ずると考えられる市有施設被害がある場合、優先的な復旧対策を講ずる。

3 再発防止対策

- ア 当該危機の所管部局は、防災危機管理班や関連部局の支援・協力を得ながら当該危機の原因調査を行うとともに、適切な再発防止策を講ずる。
- イ 市民の生命にかかわる重大な事態であり、市側の責任を伴うケースなどでは、必要により第三者や専門家等からなる調査委員会などを設置して、直接的な危機要因だけでなく、その背景になった危機要因なども含め原因究明を行うことが望ましい。
- ウ 原因調査ならびに再発防止対策については、次項の緊急対応策の評価も含めて、主管部局が危機管理対策報告書を作成し市長に報告する。

(資料編9各種様式集(3)「危機管理対策報告書」(50P)を参照)

4 緊急対応の評価とマニュアルの見直し

- ア 原則として対策本部又は所管部局は、緊急対応の評価を行い、危機管理対策報告書のフォームを活用するなど文書で市長に報告をする。
- イ 所管部局は、緊急対応の評価結果から出された改善点を反映した各部対応マニュアルの修正又は新規作成を行う。又、本危機管理指針の見直しが必要と判断した場合は、その内容について防災危機管理班長に意見具申する。

ウ 所管部局は、必要に応じて当該危機にかかわる職員研修・訓練を積極的に実施することで、庁内全体の危機管理の教訓とするとともに、同種の危機への今後の備えとして知恵の集積を図る。

資料編

1. 用語集

【あ行】

○NBC兵器

核物質（Nuclear）、生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）を用いた兵器のこと。

生物剤としては、炭素菌、ペスト菌、天然痘ウイルス、ボツリヌス菌毒素などの使用が考えられ、化学剤としては、ホスゲン、サリン、青酸ガスなどがある。

○NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のことをいう。

【か行】

○環境化学物質

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）とも呼ばれ、内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障がいや有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。

DDT、PCB、ビスフェノールAなど。

○環境危機

大気汚染、水質汚濁及び地球温暖化などの環境問題により、人間が健康で文化的な生活を持続することが困難となる状態。特に地球温暖化などのいわゆる「気象変動」は、地球的な危機をもたらすおそれがある。

○危機

一般的には、大変なことになるかもしれない危うい状態を言う。

本指針においては、

- 1 市民の生命、身体及び財産を脅かす重大な事態
- 2 市の行政経営、行政サービスに重大な支障を及ぼす事態
- 3 市に対する行政信頼を著しく失墜させる事態

を危機として定義している。

○危機管理

危機を未然に防止するとともに、危機が発生した際にその被害を最小限に留める諸活動の総称。

○危機事象

危機をもたらす可能性のある状況。

○危機対処

発生した危機及び危機事象に対する、個別具体的な対応行動。

○危機要因

危機事象が、重大な被害結果をもたらす可能性を高める要素をいい、物事や行動に潜在する。

○緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

○緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

○狂犬病

主に発病動物の唾液を媒介として伝播し、発病すると治療方法がなく、悲惨な神経症状を示してほぼ100%死亡する極めて危険なウイルス性の人獣共通感染症。

発病したヒトや動物は、咽喉頭の麻痺により唾液を飲み込むことが出来なくなるとともに、多くは狂躁状態から全身麻痺を経て、最後は昏睡状態になって死亡する。

○ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員のこと。

○健康危機

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により、人間の生命、健康の安全を脅かす事態。

○高病原性鳥インフルエンザ

鳥類は、A型インフルエンザウイルスの感染によりインフルエンザに罹患するが、そのうち、特に強い病原性を示すもの。

○国民保護法

法律の正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

○コンプライアンス

法律や規則などのごく基本的なルールに従って活動を行うこと(法令遵守)。近年、法令違反による信頼の失墜や、それを原因として法律の厳罰化や規制の強化が事業の存続に大きな影響を与えた事例が繰り返されているため、特に企業活動における法令

違反を防ぐという観点からよく使われるようになった。

【さ行】

○災害

気象などの自然現象の変化、あるいは人為的な原因などによって、人命や社会生活に対する被害を生じる現象。

○災害時要援護者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとることが困難な人々のこと。具体的には、在宅の高齢者や障害者などが想定され、広い意味では、妊産婦、乳幼児・児童、外国人のほか、施設や病院の入所（院）者なども災害時要援護者と捉えられる。

○災害拠点病院

災害医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受け入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。求められる機能としては、救命医療を行うための高度診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、医療救護班の派遣機能、地域医療機関への応急用医療資機材の貸出し機能などがある。本県の災害拠点病院は次のとおり。

- ・ 機関災害医療センター 県立中央病院
- ・ 地域災害医療センター 新川 黒部市民病院
富山 富山市民病院
高岡 高岡市民病院
砺波 砺波総合病院

○災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。

○SARS

重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome）。

新型肺炎とも呼ばれる新種の感染症であり、SARSウイルスにより引き起こされる。

○自然災害

台風、地震、津波、火山の噴火など、自然現象の変化などによって、もたらされる災害。「天災」とも言われる。

○実動訓練

実際に災害等が発生した場合にどのように対応するか、実際に行動する訓練。

経験の浅い者が自己の役割を確認するうえで有効であるとともに、参加者の対応行

動の錬度向上に適した訓練。

○状況予測型図上訓練

必要最小限の付与データ（災害発生の季節、曜日、時刻、天候等）から訓練参加者に具体的な災害状況等を適当な経過時間（災害発生直後、10分後、1時間後、12時間後、1日後等）ごとに予測させ、それを前提として、どのような意思決定と役割行動が求められるかを答えさせる訓練。

情報不足下での意思決定能力及び状況予測能力の向上に適した訓練。

○人為的災害

人為的な原因により発生する災害、及び人間の生活に係わって天災以外の原因により発生する災害。原子力災害、武力侵攻、テロ行為、大気汚染、感染症の発生などを言う。

○新型インフルエンザ

毎年流行を繰り返して、人々の間である程度の抵抗力ができてきているインフルエンザウイルスとは表面抗原が全く異なる新しいインフルエンザウイルスによって起こるインフルエンザ。

およそ10年から40年の周期で発生する。

ほとんどの人が新型のインフルエンザに対する免疫を持っていないため、「世界的な流行（パンデミック）」となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすと想定される。

○新感染症

ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症。

○図上演習DIG

災害想像ゲーム（Disaster Imagination Game）。

地図上にビニールシートを敷き、その上から与えられた被害状況又は地域の特性及びそこから当然推測される状況を書き込み、それに対する対処方法を10名程度のグループで討論しながら導き出すもの。

ゲーム感覚で気軽に実施できるとともに、参加者のレベルに応じて、地域の問題検討から実際の防災訓練まで幅広く応用することが可能な訓練。

○図上シミュレーション訓練

特定条件下での詳細な状況付与シナリオに基づき、意思決定能力を習得するための訓練。

参加者が下した意思決定に基づき適用シナリオの変更を行ったり、訓練進行を阻害する役割の者を途中参加させるなど、様々な運用方法を取ることができる訓練で、大規模な訓練になりがちである。

複数の部局、関係機関の連携を要する防災対策の意思決定や役割行動を検証するのに適している。

○正常性バイアス

社会心理学、災害心理学などで使用されている用語。

多少の異常事態が起こっても、それを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保とうとする働きで、人間が日々の生活を送るなかで生じるさまざまな変化などに、心が過剰に反応し、疲弊しないために必要な働き。

しかし、この働きが強すぎると、例えば警報装置が鳴っているなどの非常事態においても、それを異常と認識せず、避難などが遅れる結果になる。

○双方向通信装置

情報の発信者と受信者が、距離的に離れた地点同士でコミュニケーションを成立させるための機器。

有線電話、携帯電話、無線電話などがある。

最近では、電子メールなどの文字情報の通信も一般化している。

【た行】

○地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、雪害対策等について定めた計画のこと。

○着上陸侵攻

海又は空から、他国の領土を占領しようとして実施される軍事行動。

通常は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる。

○DMAT（ディーマット）（災害派遣医療チーム）

災害の急性期（48時間以内）に可級の早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームのこと。大規模災害時等における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

本県では、富山大学附属病院（2）、県立中央病院（1）、厚生連高岡病院（2）、黒部市民病院（1）がチームをもつ。

○テロ

一般に恐怖心を引き起こすことにより、特定の政治的目的を達成しようとする組織的暴力行為、またはその手段のこと。

○同報装置

発信者が一箇所から同時に多数の受信者に情報を送るための装置。

双方向通信機能の併設の有無は問わない。

○毒物劇物

「毒物及び劇物取締法」に規定される毒性の強い化学物質で、ヒ素・硫酸・塩酸などがある。

吸入や接触によって人に危害を与える危険性があるため、取扱には細心の注意が必要であり、その輸入・製造・販売・取扱等については、法に規定されている。

○トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

【な行】

○ノロウイルス

非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種。

カキなどの貝類による食中毒の原因になるほか、感染したヒトの糞便や嘔吐物、あるいはそれらが乾燥したものから出る塵埃を介して経口感染し、集団感染などをおこすこともある。

【は行】

○ハインリッヒの法則

アメリカの技師ハインリッヒが、労働災害の事例を分析し、発表した法則。

「1件の重大災害が発生する背景に29件の軽災害と300件のヒヤリ・ハットがある。」として、安全活動の中で使われている。

ヒヤリ・ハットの背後には、日常見逃している不安全な行為や状態があるので、それを認識し、ヒヤリ・ハットが発生した時点で適切な対応を取ることが必要。

○パニック

突然起こる不安・恐怖（ストレス）による混乱した心理状態、またはそれに伴い引き起こされるヒステリー的行動。恐慌とも言う。

○BSE

牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy）。

牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病。

○PDCAサイクル

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、

改善（Act）のプロセスを順に実施し、最後のAct では、Check の結果から、最初のPlan の内容を継続・修正・破棄のいずれかにして、次回のPlan に結びつけ、このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

○不当要求行為

不当な手段により、自治体等に対し違法又は不適正な行為を要求すること。

社会的常識を逸脱した手段により、自治体等の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること。

○病原性大腸菌

腸管出血性大腸菌O157 などのように、ヒトに下痢、腹痛などの症状を引き起こす大腸菌。

【ま行】

○模擬訓練

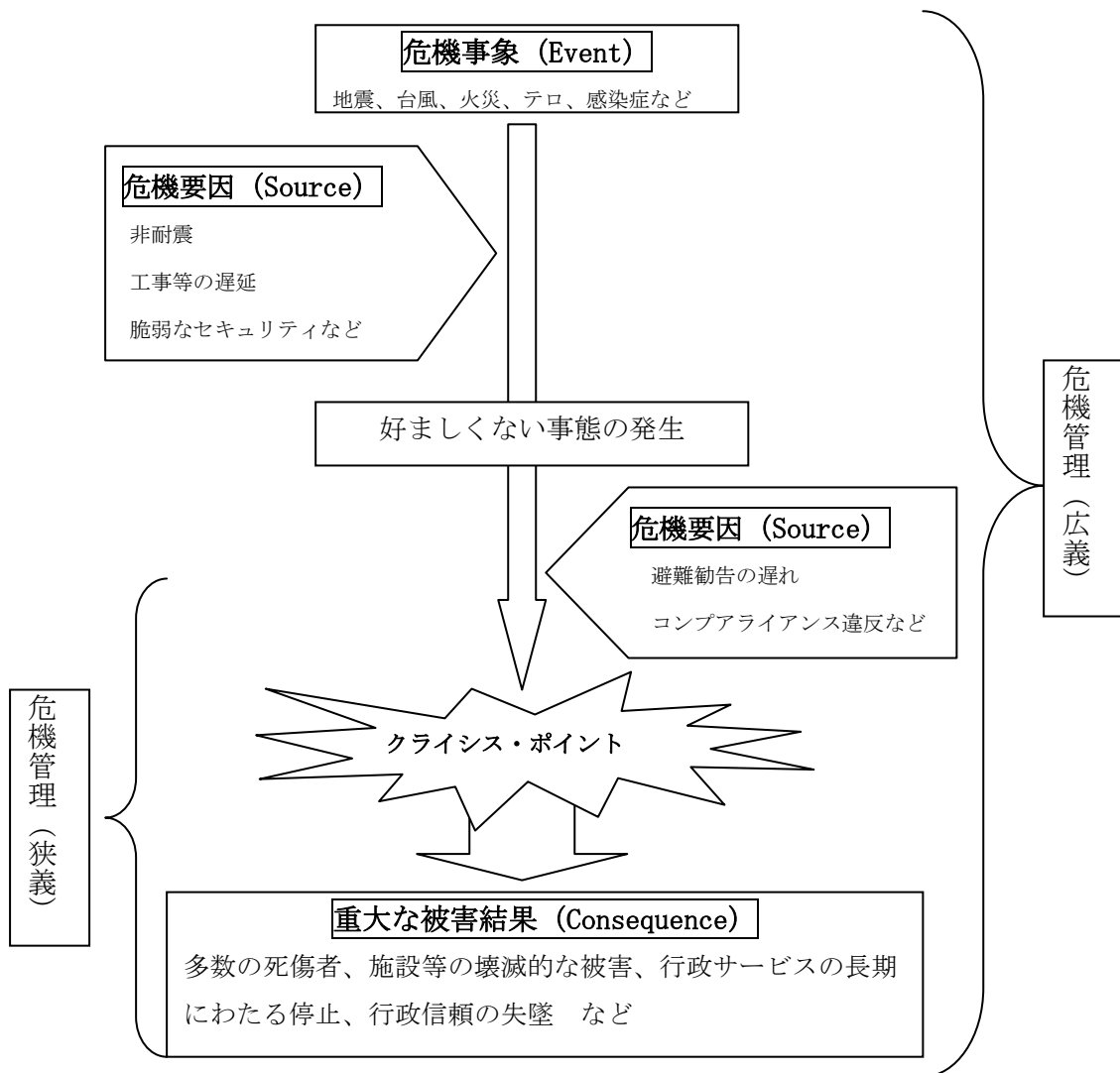
想定された状況に合わせて参加者の役割等を擬えて、役割行動などを検証する訓練。実動訓練の前段に実施することで、実動訓練の効果を向上させることが可能である。

【ら行】

○リスク

組織や事業体を運営していくうえで、その事業目的の達成を阻害又は円滑な活動を阻害する要因。

2. 危機管理の用語に関する概念図



【危機の発展プロセスと用語】

- ① ある出来事、または、ある一連の状況の発生（たとえば、地震、台風、火災、情報漏えい、テロ、感染症・・・）など、**事象 (Event)**（これを**危機事象**とよぶ）が危機の発端になる。
- ② これらの事象は、市民の生命・財産への被害や行政運営の支障などに**好ましくない事態**として現われる。
- ③ 好ましくない事態から危機へと発展する転換点を**クライシス・ポイント**とよぶ。
- ④ 危機事象は、好ましくない事態として現われながら、被害可能性を高める様々な要素（これを**危機要因 (Source)**とよぶ）に影響され発展する。
- ⑤ そして、時として**重大な被害結果 (Consequence)**をもたらす。

3. 危機事象の例示

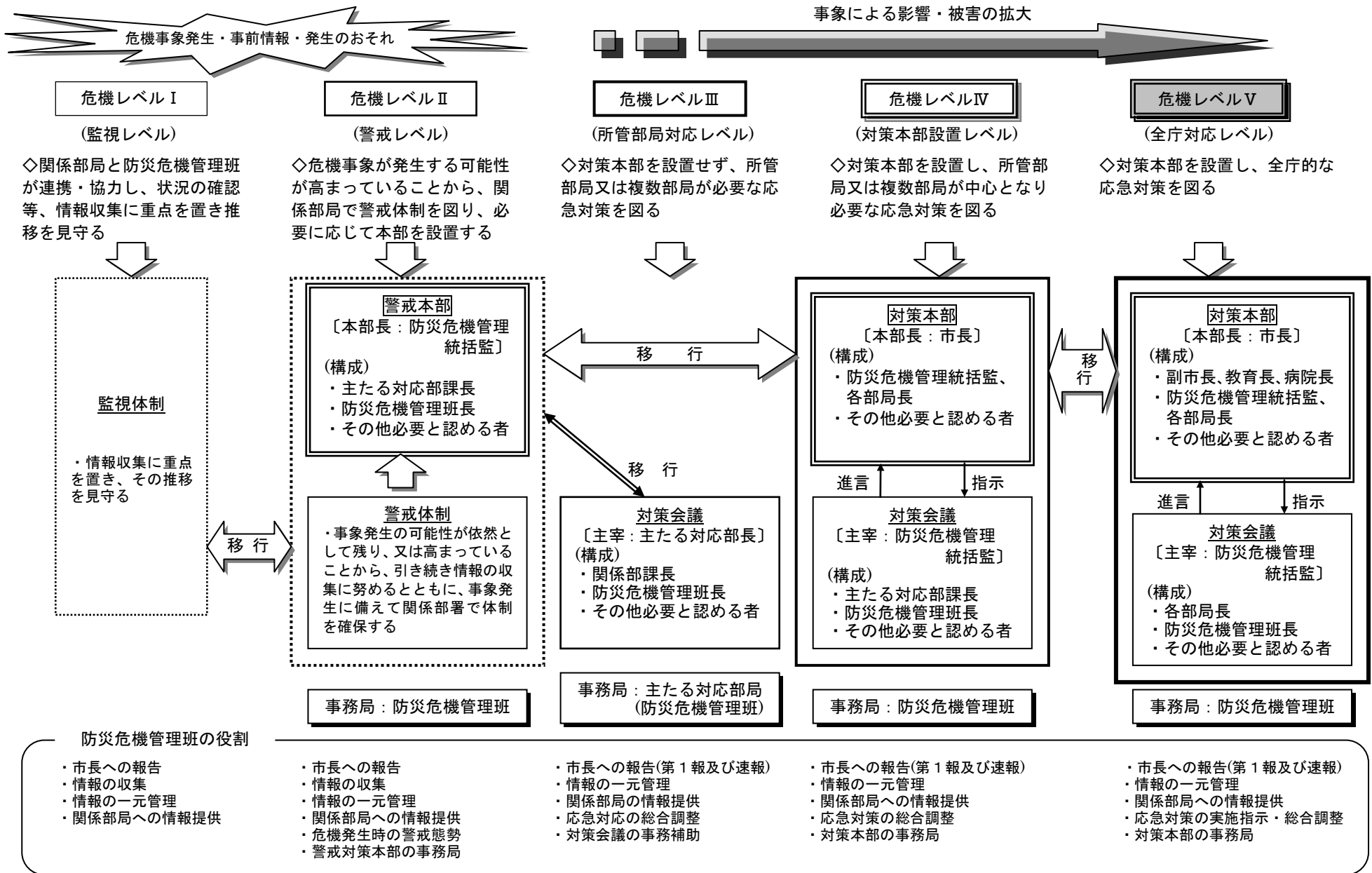
市民の生命・財産等に被害を与える危機と行政運営の支障・信頼失墜につながる危機について以下に示す。

大分類	中分類	小分類	備考
名称	名称	名称	
甚大な自然災害	大地震	大地震	
	大規模風水害	巨大台風	
		暴風雨、集中豪雨	
		高波	
		河川氾濫	
		土砂災害	
		竜巻・旋風	
	異常気象	落雷	
		大雪・凍結	
	不測の天変地異 (除く 地震、風水害)	火山噴火など	
特殊災害 (大規模事故)	大規模火災・爆発	ビル・大規模店舗火災	
		広域火災・山林火災・大規模住宅火災	
		ガス爆発	
	危険物事故	危険物・有害物質の流出・爆発	
	放射性物質事故	放射性物質の漏えい・流出	
	ライフライン施設における事故	大規模停電（電力供給停止）	
大規模断水（水供給停止）			
武力攻撃・緊急対処事態	武力攻撃事態・緊急対処事態（大規模テロなど）	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
		多数の人が集まる施設、大量輸送機関、ダム等を狙ったテロ	
健康危機	人への感染症被害	既存の感染症の流行	
		新興（新型ウイルス）感染症	

	食の安全に係る事態	集団食中毒	
		家畜伝染病の影響	
	医薬品・薬剤・有害物質等による悪影響	毒劇物混入・漏えい	
毒物薬剤被害			
予防接種事故			
生活上の危険	地域環境汚染（大気汚染・ 土壌汚染・水質汚濁等）	大気汚染	
		土壌汚染水質汚濁・異常	
	通り魔や連続放火、誘拐等の悪質な犯罪	通り魔や連続放火、誘拐などの悪質な犯罪	
市管理施設での事故	主催イベントでの事故・事件	群集雪崩・将棋倒し事故	
		主催行事・イベント開催中（施設外活動を含む）の事故・災害	
		主催行事・イベント参加中（施設外活動を含む）の犯罪事件	
		主催行事・旅行中の重大な交通事故被害	
	業務上過失・管理の瑕疵による事故	福祉施設・保養施設での事故（医療・介護過誤以外）	
		学校・保育所・児童館等での子どもの事故	
		公共施設に係わる事故	
		廃棄物処理施設での事故	
		都市公園施設での事故	
		道路施設での事故	
		自治体運営の通所バスなどの事故	
		庁舎内での事故	
		自治体発注の工事現場での事故	
公営住宅での事故・不慮の出来事			
医療・介護に係る事故	公立病院・保健所での医療過誤		

	市管理施設の火災	自治体施設での火災・爆発などの災害	
	公務中の交通事故	公用車の事故	
	設備・機器の故障・誤作動	電氣的・機械的の事故	
不祥事	職員個人の犯罪	業務に係る違法行為・犯罪行為	
		私生活上の犯罪行為	
	契約に係る不祥事	入札での不祥事（談合・不正契約）	
		官民の癒着	
	公金管理に係る不祥事	公金横領・公金支出	
		管理の不手際・盗難	
	セクハラ・差別	セクハラなど	
	職員の業務上過失・不適切な行為	職員の業務上過失	
事務処理のケアレスミス			
業務の遅延・放置			
不適切な行為（接遇不良含む）			
情報セキュリティ	個人情報の漏えい	職員の過失による漏えい	
		職員による個人情報の持ち出し（悪意）	
		外部犯罪行為による流出（盗聴を含む）	
		委託業者からの漏えい	
		情報システムのセキュリティ不備	
	公文書の紛失・データ消失	公文書の紛失	
	情報システムの障害・停止	災害・事故による情報システム障害・停止	
		システム停止に伴うデータ消失	
	サイバーテロ	サイバーテロ	
	不正アクセス	ハッカー侵入	
内部犯行・職員の故意による改ざん			

4. 危機レベルに応じた体制の概要



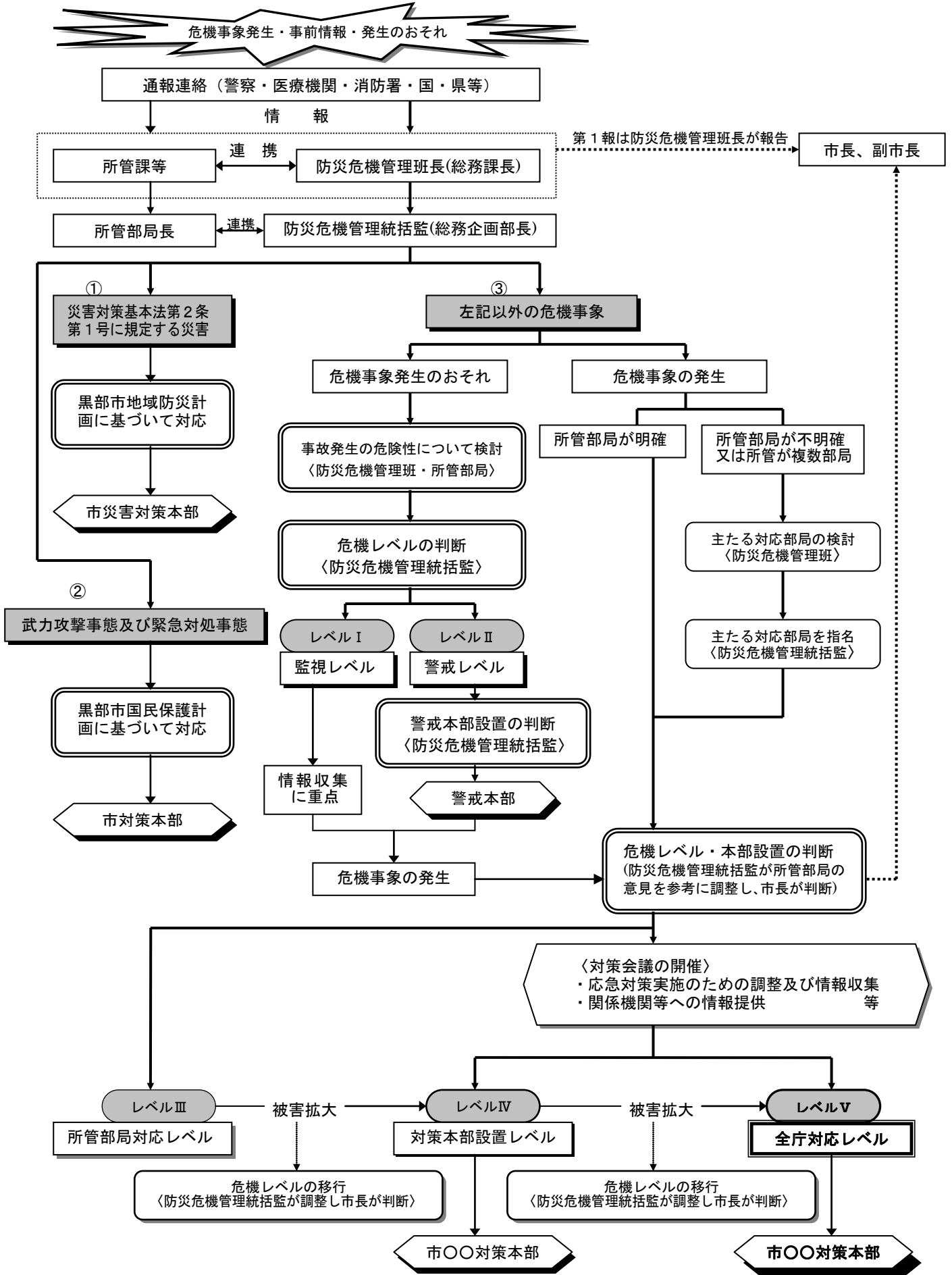
5. 危機レベル別の本部体制

危機レベル	危機レベルⅡ（警戒レベル）	危機レベルⅣ（対策本部設置レベル）	危機レベルⅤ（全庁対応レベル）
設置区分	警戒本部 （被害の発生に備えた対応）	対策本部 （所管部局又は複数部局で対応）	対策本部 （全庁的又は特に重大な案件への対応）
設置者	防災危機管理統括監	市長	市長
本部長	防災危機管理統括監	市長	市長
副本部長	主たる対応部長	副市長	副市長
本部員	関係部課長 防災危機管理班長 その他必要と認める者	防災危機管理統括監、各部局長 その他必要と認める者	教育長、病院長 防災危機管理統括監、各部局長 その他必要と認める者
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定 ・ 被害状況、応急対策等の総合的な把握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その他危機対応を実施するため必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況、応急対策等の総合的な把握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その他危機対応を実施するため必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の決定及び実施 ・ 被害状況、応急対策等の総合的な把握 ・ 関係機関との連絡調整及び協力要請 ・ 広報等に関する事項 ・ その他危機対応を実施するため必要な事
本部会議開催場所	市役所黒部庁舎 201 会議室	市役所黒部庁舎 201 会議室	市役所黒部庁舎 201 会議室

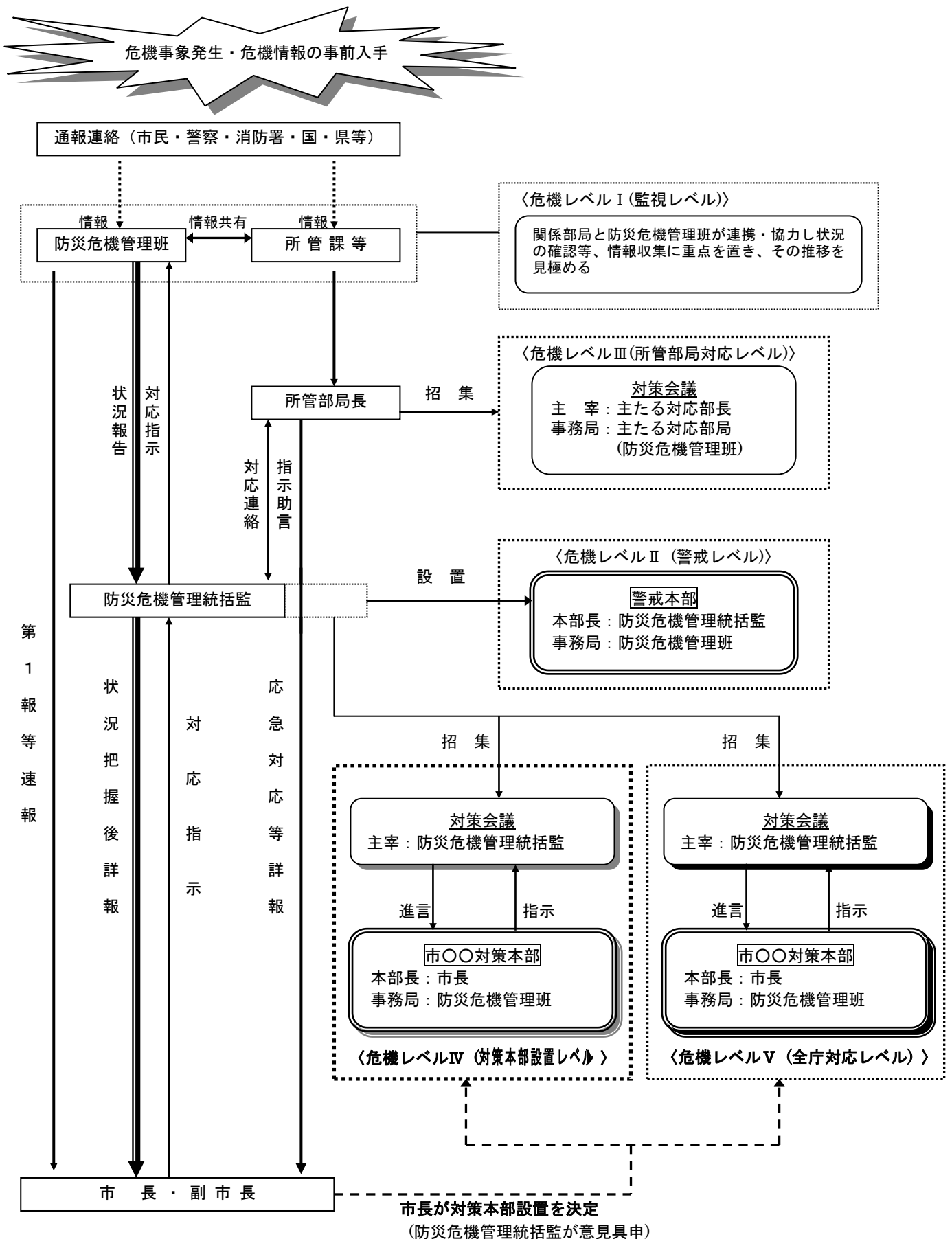
対策会議	対策会議（対策本部会議に置く）	対策会議（対策本部会議に置く）
主宰者	防災危機管理統括監	防災危機管理統括監
構成員	関係部課長 防災危機管理班長 その他必要と認める者	各部局長 防災危機管理班長 その他必要と認める者
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の実施のための調整 ・ 危機管理情報の収集 ・ 関係部局及び関係機関への情報提供 ・ その他対策本部において必要とする事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の実施のための調整 ・ 危機管理情報の収集 ・ 関係部局及び関係機関への情報提供 ・ その他対策本部において必要とする事項

事務局	防災危機管理班	防災危機管理班	防災危機管理班
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該危機に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 収集した情報の関係部局への提供 ・ その他本部の庶務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該危機に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 ・ 各部局間の連絡調整 ・ その他本部の庶務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該危機に関する情報の収集整理 ・ 本部会議資料の調整 ・ 本部会議での決定事項の各部局への伝達及び実施の促進 ・ 各部局間の連絡調整 ・ その他本部の庶務に関する事項

6. 危機事象発生時のフローチャート



7. 危機事象発生時の連絡系統図



8. 関係機関連絡先

(国の機関)

機関名	担当課	所在地	電話	FAX	
内閣府					
	地震・火山対策担当	千代田区霞が関1-2-2	03(3501)5693	03(3503)5699	
	災害応急対策担当		03(3501)5695	03(3503)5690	
消防庁					
	防災課	千代田区霞が関2-1-2	03(5253)7525	03(5253)7535	
	宿直室		03(5253)7777	03(5253)7553	
警察庁					
	中部管区警察局	広域調整第二課	名古屋市中区三の丸2-1-1	052(951)6000	052(954)8880
	富山県情報通信部	機動通信課	富山市総曲輪1-7	076(441)2211	076(441)6655
財務省					
	富山財務事務所	総務課	富山市丸の内1-5-13	076(432)5521	076(432)5779
厚生労働省					
	東海北陸厚生局	総務課	名古屋市東区白壁1-15-1	052(971)8831	052(971)8861
	富山労働局	総務課	富山市牛島新町11-7	076(432)2727	076(432)6471
農林水産省					
	北陸農政局	農産課	金沢市広坂2-2-60	076(232)4302	076(232)5824
	富山農政事務所	総務課	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎4F	076(441)9300	076(441)9325
	中部森林管理局	企画調整課	長野市大字栗田715-5	026(236)2720	026(291)5131
	名古屋事務所		名古屋市熱田区熱田西町1-20	052(683)9205	052(683)9219
	富山森林管理署	総務課	富山市黒崎字塚田割591-2	050(3160)6080	076(424)4934
経済産業省					
	中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052(951)2683	052(962)6804
	電力・ガス事業北陸支局	総務課	富山市愛宕町1-2-26	076(432)5588	076(432)5526
	中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052(951)0558	052(951)9803
	北陸産業保安監督署		富山市愛宕町1-2-26	076(432)5580	076(432)0909
国土交通省					
	北陸地方整備局	防災課	新潟市美咲町1-1-1	025(280)8836	025(370)6691
	黒部河川事務所		黒部市天神新173	0765(52)1122	0765(52)4211
	黒部川出張所		黒部市荻生大本7280-3	0765(52)0471	0765(52)0999
	宇奈月砂防事務所		黒部市宇奈月温泉626-7	0765(62)1260	0765(62)1267
	入善海岸出張所		入善町上野12011-1	0765(72)0130	0765(72)0765
	宇奈月ダム管理所		宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷4-9	0765(62)9071	0765(62)9075
	北陸技術事務所富山出張所	(富山防災センター)	富山市水橋入江334-4	076(478)5511	076(478)5517
	北陸通信運輸局		新潟市万代2-2-1	025(244)6116	025(244)6119
	富山運輸支局	総務企画課	富山市新庄町馬場82	076(423)0803	076(423)5509
	伏木海上保安部	警護救難課	高岡市伏木錦町11-15	0766(44)0195	0766(44)7147
	富山地方気象台	防災業務課	富山市石坂2415	076(432)2311	076(442)4260
	大阪航空局小松空港事務所	管理課	小松市浮柳町ヨ21	0761(24)0828	0761(22)4632
	富山空港出張所		富山市秋ヶ島35	076(495)3088	076(429)6762
総務省					
	北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂2-2-60	076(233)4411	076(233)4419
防衛省					
	自衛隊富山地方協力本部	危機管理・広報室	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	076(441)3273

(県の機関)

機関名	担当課	所在地	電話	F A X
知事政策局	防災・危機管理課	富山市 新総曲輪1-7	076(444) 3187	076(444) 3489
	消防課	〃	076(444) 3188	076(444) 3489
	防災航空センター	富山市 別名源田割245-2	076(495) 3060	076(495) 3066
警察本部		富山市 新総曲輪1-7	076(441) 2211	076(441) 2900
黒部警察署	警備課	黒部市三日市1524-1	0765(54) 0110	0765(54) 2060
総合県税事務所	魚津相談室	魚津市新宿10-7	0765(24) 5182	0765(22) 9151
新川厚生センター		黒部市堀切新343	0765(52) 1224	0765(52) 4440
新川農林振興センター	魚津総合庁舎	魚津市新宿10-7	0765(22) 9133	0765(22) 9154
新川土木センター		〃	0765(22) 9114	0765(22) 9153
〃	入善土木事務所	入善町上野11473	0765(72) 1133	0765(74) 2071

(市町村)

市町村名	担当課	所在地	電話	F A X
富山市	防災対策課	富山市新桜町7-38	076(443) 2181	076(443) 2039
高岡市	総務課危機管理室	高岡市広小路7-50	0766(20) 1229	0766(20) 1325
魚津市	地域協働課	魚津市釈迦堂1-10-1	0765(23) 1078	0765(23) 1051
氷見市	総務課	氷見市丸の内1-1	0766(74) 8021	0766(74) 4004
滑川市	総務課	滑川市寺家104	076(475) 2111	076(475) 6299
黒部市	防災危機管理班	黒部市三日市725	0765(54) 2111	0765(54) 4461
砺波市	総務課	砺波市栄町7-3	0763(33) 1111	0763(33) 5325
小矢部市	総務課	小矢部市本町1-1	0766(67) 1760	0766(68) 2171
南砺市	総務課	南砺市苗島4880	0763(23) 2003	0763(22) 1114
射水市	総務課	射水市戸破1511	0766(57) 1627	0766(57) 0528
舟橋村	総務課	舟橋村仏生寺55	076(464) 1121	076(464) 1066
上市町	総務課	上市町法音寺1	076(472) 1111	076(472) 1115
立山町	総務課	立山町前沢2440	076(463) 1121	076(463) 1254
入善町	総務課	入善町入膳3255	0765(72) 1100	0765(74) 0067
朝日町	総務課	朝日町道下1133	0765(83) 1100	0765(83) 1109

(公共の機関等)

機関名	担当課	所在地	電話	FAX
日本郵政グループ				
郵便事業(株)北陸支社	総務部経営企画係	金沢市尾張町1-1-1	076(220)3122	076(264)0851
郵便局(株)北陸支社	企画部総務課	〃	076(220)3011	076(232)3892
西日本旅客鉄道(株)				
金沢支社	総務企画課	金沢市高柳9-1-1	076(253)5204	076(253)5207
富山地域鉄道部		富山市明倫町1-227	076(444)8982	076(444)8983
西日本電信電話(株)				
富山支店	設備部 企画担当	富山市東田地方町1-1-30	076(439)4560	076(439)4530
(株)NTTドコモ北陸				
	災害対策室	金沢市西都1-5	076(225)2065	076(225)2178
中日本高速道路(株)				
金沢支社	保全チーム	金沢市神野町東170	076(240)4930	076(240)4991
金沢管理事務所		金沢市神野町東170	076(249)8111	076(249)8119
富山管理事務所		富山市黒崎439	076(421)9048	076(491)7529
日本赤十字社				
富山県支部	事業推進課	富山市牛島本町2-1-38	076(441)4885	076(433)2657
日本銀行	富山事務所	富山市堤町通り1-2-26	076(424)4471	076(494)1158
(社)富山県トラック協会		富山市牛島町1-4	076(433)5252	076(442)3179
北陸電力(株)	総務部総務チーム	富山市牛島町15-1	076(441)2511	076(405)0113
関西電力(株)北陸支社	総務・広報グループ	富山市東田地方1-2-13	076(432)6111	076(442)8219
富山地方鉄道(株)	営業部鉄軌道課	富山市稲荷町4-1-48 鉄道センタービル	076(432)5540	076(442)6089
日本海ガス(株)	総務課	富山市城北町2-36	0120(18)1107	076(442)3025
(社)日本簡易ガス協会 北陸支部		富山市奥田新町8-1 ホルファートとやま8F	076(441)3241	076(441)3244
(社)富山県エルピーガス 協会		富山市桜橋通り6-13 フコク生命第一ビル4階	076(441)6993	076(441)6996
黒部川左岸土地改良区		黒部市三日市1355番地1	0765(52)0262	0765(52)4838

9. 各種様式集

(1) 危機事象発生状況報告書

防災危機管理班（総務課）行き

危機事象発生状況報告書

提供者	所属						
	氏名		電話番号				
	提供日時	平成	年	月	日	時	分

情報の内容	事態の概要	(端的に記載)
	情報の入手経路	(この情報を入手した経緯、入手元について記載)
	発生日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
	発生場所	(住所・施設名称等を記載)
	事態の状況	(できる限り詳しく、被害の拡大予測、犯人がいる場合には提供日時における犯人の状況についても記載)

対応状況	警察署など関係機関への確認の状況	警察署への確認	警察署	氏名
		その他の関係機関		
	情報提供の状況	(防災危機管理班（総務課）以外に提供した組織・施設名称を記載)		
	緊急対応の状況	(提供日時現在における対応状況を記載)		

※主管部局のみの対応で事件が解決した場合でも、当該フォーマットにて情報提供

(2) 危機対策管理表

日時	通報等	場所や人	内容（事件の動き・被害の規模など）	緊急対策	
				組織の動き（職員・関係機関等）	資源の配置（人や車両等の配置）

当管理表の作成と同時に、住宅地図等の地理情報への情報反映も同時に行う。

(3) 危機管理対策報告書 (第 報)

事案名	
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
発生場所	
報告者	所 属 職 ・ 氏 名 電 話 - ()
危機事象発生の概要	
被害状況	
被害者対策	
応急対応の状況	
今後の対応方針	
再発防止策等	
報道機関への対応	
市民への周知	
対応の評価	
添付資料	

※被害状況は、人・施設・設備等について詳細に記入すること。

(4) 各部対応マニュアルのひな形

項目	細目	内容	備考
1 事前対策	(1) 体制の整備	・ 担当者、任務分担等	・ 任務分担表
	(2) 招集動員計画の整備	・ 各課緊急連絡網 ・ 招集動員計画	・ 名簿、連絡ルート
	(3) 緊急時連絡先の整備	・ 危機管理担当部連絡先 ・ 緊急時の関係機関連絡先	・ 連絡先一覧表
	(4) 資機材の整備	・ 品目、数量、保管場所 ・ 操作、取扱方法	・ 不足する資機材の調達先一覧
	(5) 職員研修、訓練	・ 役割、任務の確認 ・ 実施方法及び内容の確認	
	(6) 市民の啓発	・ 予防対策 ・ 非常袋等の備え ・ 発生時の対応	・ 市広報等の活用
2 発生時の対応	(1) 発生報告	・ まず第一報を入れる	・ 報告様式 ・ 報告先
	(2) 情報収集と内容の確認把握	・ 速やかに確認すべき事項（被害の規模・地域・死傷者数の概数、応急対策の概要、被害拡大の可能性等）	・ 確認すべき事項の一覧
	(3) 応急対策	・ 部内での応急対策 ・ 他の機関に任せるべき応急対策	・ 部として行うべき応急対策、他機関に要請すべき応急対策項目の整理
	(4) 応援要請	・ 要請の判断基準（要請準備情報を含め） ・ 要請先窓口 ・ 要請要領	・ 要請先の緊急時連絡方法
	(5) 市民への情報提供	・ 危機事象の概要 ・ 避難勧告の判断基準（準備情報も含め） ・ 情報伝達要領 ・ 避難等市民がとるべき対応方法	・ 市広報誌等に紹介するなど周知徹底する
3 事後対策	(1) 復旧対策	・ 市民生活の安全確保対策	
	(2) 被害者対策	・ 相談窓口 ・ 健康被害調査	
	(3) 再発防止対策	・ 原因究明	

各課緊急連絡簿

作成日 _____

課 名 _____

役職	氏名	ふりがな	自宅電話番号	携帯電話番号

緊急連絡の対象となる問い合わせ	第1連絡者	第2連絡者	第3連絡者